

添付資料1 2018年度総会次第・

かわさき水ビジネスネットワーク会則

# かわさき水ビジネスネットワーク 2018年度総会次第

日 時 2018年7月20日(金)  
16時00分～17時30分  
会 場 川崎商工会議所2階会議室1～4

## 1 開会

2 小泉会長(首都大学東京 都市環境学部 特任教授)挨拶

3 金子川崎市上下水道事業管理者挨拶

4 協力団体等紹介

## 5 議事

- (1) かわさき水ビジネスネットワーク 2017年度の活動報告について
- (2) かわさき水ビジネスネットワーク 2018年度の活動計画について
- (3) その他

## 6 プレゼンテーション

- (1) 「日本企業の海外水事業に対するJ B I Cのファイナンス支援について」  
株式会社国際協力銀行 インフラ・環境ファイナンス部門  
社会インフラ部 第4ユニット  
ユニット長代理 佐川 弘 氏
- (2) 「JETROの中小企業海外展開支援について」  
独立行政法人日本貿易振興機構横浜貿易情報センター  
係長 古城 達也 氏
- (3) 「JICAの中小企業海外展開支援事業」  
独立行政法人国際協力機構横浜センター  
所長 朝熊 由美子 氏

## 7 閉会

# かわさき水ビジネスネットワーク会則

## 1 名称

本会の名称は、「かわさき水ビジネスネットワーク」（以下「かわBizネット」という。）とする。

## 2 目的

かわBizネットは、世界の水環境改善に貢献するため、民間企業と川崎市が連携、協調して水ビジネスを推進するプラットフォームである。

## 3 役員等

- (1) かわBizネットは、別表1の会員をもって構成する。
- (2) かわBizネットに、役員として会長、特別顧問及び幹事を置く。
- (3) 会長は、かわBizネットの代表として、会務を総理する。
- (4) 特別顧問には、川崎市長及び川崎商工会議所会頭を充て、かわBizネットに助言等を行う。
- (5) かわBizネットの運営を主導するため、会員の中から若干名の幹事を置く。

## 4 協力団体

かわBizネットの活動に協力する省庁、団体（以下「協力団体」という。）は、別表2のとおりとする。

## 5 総会

- (1) 会員、協力団体等の意思疎通を図り、交流を深めるとともに、次に掲げる事項を決定するため、総会を開催する。
  - ア 会則の改廃に関すること。
  - イ 役員を選任に関すること。
  - ウ その他かわBizネットの運営に係る重要事項に関すること。
- (2) 総会は会長が招集し、過半数の会員の出席をもって成立する。
- (3) 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## 6 幹事会

幹事により幹事会を組織し、かわBizネットの運営に関する基本的な事項の検討、調整等を行う。

## 7 機能

- (1) 全体サポートとして、会員に向けた水ビジネスに関する情報の提供等を行う。
- (2) 個別サポートとして、水ビジネスの案件に応じてコーディネート等の必要な支援を行う。

## 8 会費

かわBizネットの会費については、当面の間無料とする。

## 9 事務局

かわBizネットの事務局を川崎市上下水道局に置く。

## 10 その他

この会則に定めるもののほか、かわBizネットに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年7月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年11月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年2月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年1月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年2月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年3月6日から施行する。

附 則  
この会則は、平成30年3月20日から施行する。

附 則  
この会則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則  
この会則は、平成30年6月13日から施行する。

附 則  
この会則は、平成30年7月3日から施行する。

附 則  
この会則は、平成30年7月10日から施行する。

附 則  
この会則は、平成30年7月12日から施行する。

別表1 かわさき水ビジネスネットワーク 会員

(五十音順)

1	アクア・ゼスト株式会社	36	月島機械株式会社
2	アズビル株式会社	37	株式会社T E Cインターナショナル
3	伊藤忠商事株式会社	38	テスコ株式会社
4	株式会社インフォマティクス	39	株式会社デバイス&システム・プラットフォーム開発センター
5	株式会社エヌジェーエス・コンサルタンツ	40	東京計器株式会社
6	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社	41	東西化学産業株式会社
7	エリーパワー株式会社	42	東芝インフラシステムズ株式会社
8	株式会社オオスミ	43	有限責任監査法人トーマツ
9	株式会社オスモ	44	株式会社日水コン
10	オリジナル設計株式会社	45	日本鑄鉄管株式会社
11	鹿島建設株式会社	46	日本電気株式会社
12	一般社団法人川崎建設業協会	47	株式会社日本海水
13	川崎市管工事業協同組合	48	日本原料株式会社
14	川崎商工会議所	49	日本工営株式会社
15	株式会社環境向学	50	日本スレッド株式会社
16	株式会社木村工業	51	日本ベーシック株式会社
17	株式会社グッドマン	52	日本ミクニヤ株式会社
18	株式会社栗本鐵工所	53	株式会社浜銀総合研究所
19	株式会社建設技研インターナショナル	54	株式会社日立製作所
20	株式会社研電社	55	日立造船株式会社
21	コスモ工機株式会社	56	富士通株式会社
22	三信建設工業株式会社	57	フジテコム株式会社
23	サンユレック株式会社	58	富士電機株式会社
24	J F Eエンジニアリング株式会社	59	富士・フォイト hidro株式会社
25	株式会社ジオプラン・ナムテック	60	前澤工業株式会社
26	株式会社ショウエイ	61	株式会社みずほ銀行
27	昭和電工株式会社	62	株式会社三井住友銀行
28	水道テクニカルサービス株式会社	63	三菱化工機株式会社
29	水 i n g 株式会社	64	株式会社三菱東京U F J 銀行
30	須藤工業株式会社	65	株式会社安川電機
31	積水化学工業株式会社	66	八千代エンジニアリング株式会社
32	第一環境アクア株式会社	67	横河ソリューションサービス株式会社
33	第一高周波工業株式会社	68	株式会社横浜銀行
34	大成機工株式会社	69	川崎市
35	株式会社タブチ		

別表2 かわさき水ビジネスネットワーク 協力団体

関係省庁	1	厚生労働省
	2	経済産業省
	3	国土交通省
関係団体	4	独立行政法人国際協力機構
	5	株式会社国際協力銀行
	6	公益社団法人日本水道協会
	7	独立行政法人日本貿易振興機構横浜貿易情報センター
	8	公益社団法人日本下水道協会
	9	公益財団法人川崎市産業振興財団
	10	国際連合工業開発機関
外国自治体	11	ダナン駐日代表部
	12	クィーンズランド州政府駐日事務所